

公安委員会定例会議(第28回)の開催状況

第1 日 時 令和3年11月10日(水)
午後1時30分 ～ 午後5時20分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

昭和59年7月3日の最高裁第三小法廷決定は、統合失調症患者の責任能力について、「被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行動機・態様等を総合して」判断すべきとしています。この元となる事件は、ある女性と結婚したいと願うA男が、女性に断られた不満や反感から、女性を含む5人を殺害、2人に重傷を負わせたというものです。第一審の高松地裁及び控訴審の高松高裁は、A男の精神状態の著しい欠陥、障害はなかったとして死刑判決を言い渡しましたが、最高裁は、A男の責任能力に関する事実誤認の疑いがあるとして、原判決を破棄し、高裁に差し戻しました。差し戻審では、A男に心神耗弱を認め、無期懲役の判決を言い渡しています。A男は、心神喪失で無罪であると主張し、再度上告しましたが、上告は棄却され判決は確定しました。

統合失調症患者が被告人となる裁判では、最近でも、第一審と控訴審で正反対の判決が出されることもあります。被告人が心神喪失や耗弱状態であるかは、精神科医の鑑定結果を参考に裁判により決定されるものですが、精神科医の判断は、医師によって意見が分かれることが多くあります。留意すべきは、心神喪失状態等であるか否かは、あくまで、医学的判断ではなく法的判断です。裁判官等が正しい判決を導くことができるよう、判示事項を念頭に置きつつ、丁寧な捜査を行っていただきたいと思います。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和3年第27回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

- (2) 公安委員会宛て苦情申出の受理
総務室から、2件の公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。
- (3) 監査結果の報告
警務部から、監査結果の報告があり了承した。
- (4) 照会の受理及び回答
交通部から、照会の受理の報告及び回答の伺いがあり了承した。
- (5) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞
交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果22件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

- (1) 「令和3年秋の勲章伝達式」の開催
首席監察官から、11月25日、愛媛県警察学校において行われる、令和3年秋の勲章伝達式の開催予定について報告があった。
- (2) 令和3年度第2四半期における監察の実施結果
首席監察官から、令和3年度第2四半期（7月～9月）における監察の実施結果について報告があった。
委員から、「目指すところは、監察をしなくてもよい組織作りであり、引き続き、職員に対する教養等を充実させていただきたい」との発言があった。
委員から、「引き続き、厳しくすべきところは厳しく監察を実施していただきたい」との発言があった。
- (3) 金融機関等に対する特別防犯指導「C P P作戦」の実施
生活安全部長から、11月1日から12月31日まで2カ月間実施予定の、金融機関等に対する特別防犯指導「C P P作戦」について報告があった。
委員から、「年末に向けて一般的に犯罪が増加する傾向にあることから、いざという時に現場が的確な対応を取ることができるよう、金融機関等に対する防犯訓練を徹底していただきたい」との発言があった。
委員から、「県内における犯罪被害が減少したのも、警察が防犯指導や防犯訓練等を徹底しているからだと感じている。引き続き、関係機関との連携を強化しつつ、県全体で防犯意識の高揚を図っていただきたい」との発言があった。

(4) 緊急配備による事件対応状況

生活安全部長から、令和3年の緊急配備による事件対応状況について報告があった。

委員から、「一般的に体制が弱いとされる夜間でも、各部署が連携しつつ万全の体制を維持していることがよくわかった。引き続き、各部署が連携を強化しつつ、県民の安全安心の確保に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「犯罪等が発生した場合、次の犯罪を起こさせないためにも、早期の検挙が重要と考えている。引き続き、犯罪発生時等には的確な緊急配備を実施するなどして、早期の検挙に努めていただきたい」との発言があった。

(5) 特殊詐欺事件被疑者の逮捕

刑事部長から、10月24日、松山南署管内で発生した特殊詐欺事件の被疑者を逮捕した旨報告があった。

委員から、「県民を詐欺被害から守るためにも、引き続き、背後関係の割り出しなど、事件の全容解明を進めていただきたい」との発言があった。

委員から、「綿密な捜査をしていただいている。詐欺事件は様々な手口で発生しており、引き続き、各種警察活動時等に効果的な広報啓発を行っていただきたい」との発言があった。

(6) 横断歩道での交通事故防止に向けた施策の推進

交通部長から、「ひし形マークの認知度向上に向けた広報啓発活動の強化」や、「横断歩行者妨害取締り等街頭活動の強化」など、横断歩道での交通事故防止に向けた施策の推進状況等について報告があった。

委員から、「横断歩道を横断しようとする際、以前と比べると車が止まるようになったのを実感している。引き続き、効果的な広報啓発に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「民間団体が行った一時停止率調査では、愛媛県は前回比でかなり上昇している。愛媛県の取組が、全国のモデルケースとなるよう、引き続き、効果的な取り締まりや広報啓発に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「横断歩道での交通事故防止に向け、各種取組を積極的に行っていたが、その各種取組を、一時的なもので終わらせず継続して一生懸命に取り組んだ成果が、この停止率の向上であると感じてい

る」との発言があった。

(7) 機動隊水難救助部隊海洋訓練の実施

警備部長から、10月13日、伊予市内で行われた機動隊水難救助部隊海洋訓練の実施状況について報告があった。

委員から、「個々のレベルアップに向け、引き続き、訓練を徹底していただくことと併せて、訓練で隊員が事故に遭遇することのないよう、安全管理も徹底していただきたい」との発言があった。

(8) 監察事案に関する報告

警務部から、監察事案に関する報告があった。

(9) 人事案件

警務部から、人事案件について報告があった。

(10) 苦情の受理及び処理状況

総務室から、令和3年10月末現在の、苦情の受理及び処理状況について報告があった。

4 その他

(1) 委員から、「先般、松山南署の協議会に出席した際、協議会委員の発言に対し、担当者がしっかりと共感し感謝の意を示すなど、素晴らしい受け答えをされており感心した。警察職員は、業務で様々な人と接する機会もあると思うが、この担当者のように、相手に寄り添った対応に努めていただきたいと考えている」との発言があった。

(2) 本部長から、「委員長説示のとおり、事件被疑者の心神喪失、耗弱の判断は法的な概念として裁判所が行うものであり、捜査機関である警察としても、被疑者の内心や心身の状態について裁判所が適切に判断できるよう、犯行前後の状況や被疑者の行動などの具体的事実関係をしっかりと捜査することが必要と考えている」、「これまで、新型コロナウイルス感染症のまん延により活動が満足に行えていない部分もあったが、年末に向け、目標、課題を見据えつつ積極的な各種警察活動を展開していきたい」との発言があった。

以上